

平成 27 年 12 月 28 日

関係施設 施設長 様
関係事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

介護保険申請等における個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

日頃は、本市介護保険事業の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、個人番号（マイナンバー）制度の施行に伴い、去る平成27年12月15日に厚生労働省老健局から、介護保険者向けの事務連絡「介護保険分野等における番号制度の導入について（依頼）」及び介護事業者向けの事務連絡「介護事業者等において個人番号を利用する事務について（依頼）」が発出されたところです。

これらを受け、本市介護保険業務における個人番号の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

記

1 個人番号記入欄を追加する申請書等について

平成 28 年 1 月から、介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）に個人番号の記入が義務付けられている下表左欄の申請書等について、右欄の対象者の個人番号記入欄を追加します。

様式の名称	個人番号記入対象者
介護保険被保険者資格取得・喪失・変更届	被保険者及び世帯主
介護保険住所地特例適用・変更・終了届	被保険者及び世帯主
介護保険被保険者証交付申請書	被保険者
介護保険要介護（要支援）認定申請書（更新、区分変更を含む）	被保険者
介護保険負担限度額認定申請書	被保険者
介護保険負担限度額差額支給申請書	被保険者
介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書	被保険者
高額介護合算療養費等支給・自己負担額証明書交付申請書	被保険者及び合算対象者
介護保険被保険者証等再交付申請書	被保険者
介護保険基準収入額適用申請書	同一世帯の被保険者全員
介護保険特定負担限度額認定証兼利用者負担減額・免除申請書	被保険者

上表の申請書等の様式につきましては、平成 28 年 1 月以降随時変更する予定ですが、経過措置として、従来の申請書等の様式でも、平成 28 年 4 月までは申請書等を受理するものとします。

2 各種申請等に係る個人番号の取扱いについて

(1) 被保険者本人が申請等を行う場合について

被保険者本人が申請者であり、被保険者本人の個人番号を記載して申請書等を提出する場合、以下の①または②の被保険者本人にかかる書類確認を行いますので、ご持参ください。

また、郵送による申請の場合は、これらの写しを同封してください。

① 個人番号カード(顔写真付きで、裏面に個人番号が記載されているカードです。)

② (個人番号)通知カードと下表の本人確認書類

<本人確認書類(下線を引いた書類は本市介護保険独自の本人確認書類)>

1点確認のもの	2点確認を必要とするもの
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)・旅券・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・介護支援専門員証 など	<ul style="list-style-type: none">・公的医療の被保険者証(※1)・介護保険被保険者証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証書・<u>介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)</u>・<u>介護保険負担割合証</u>・<u>介護保険負担限度額認定証</u>・<u>介護保険特定負担限度額認定証</u>・<u>介護保険利用者負担額減額・免除認定証</u>・<u>介護保険利用者負担額減額・免除認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)</u> など

(※1) 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証

【注意】代行申請について

要介護(要支援)認定申請などにおける「代行申請」(被保険者本人に代わり、申請書等を区役所・支所に提出すること(※2))の際には、以下の点にご注意ください。

- 被保険者本人、本人と同一世帯の方及び代理人の方につきましては、個人番号を記入することができますが、代行申請される方(=使用者)は個人番号を記入することはできません。
- 代行申請は被保険者本人の申請と位置づけますので、個人番号が記載された申請書等を提出する場合は、被保険者本人にかかる上記の①または②の確認書類(写しでも可)が必要となります。

(※2) 要介護(要支援)認定申請の代行申請において、介護保険法第27条第1項後段に示されている事業者等は、報酬を得て業として代行申請することができることを示しているものですので、当該事業者等以外の者でも、代行申請は可能です。

(2) 代理人が申請等を行う場合について

代理人(※3)が申請者であり、被保険者本人の個人番号を記載して申請書等を提出する場合、以下の③、④、⑤の書類確認を行いますので、ご持参ください。

③ 代理権の確認書類

→ 委任状(成年後見人の場合は登記事項証明書など)(※4)

④ 代理人の本人確認書類

→ 代理人にかかる上記(1)に記載の本人確認書類または個人番号カード

⑤ 被保険者本人の個人番号確認書類

→ 被保険者本人の個人番号カードまたは(個人番号)通知カード

(※3) 代理人が法人である場合③④が異なりますので、区役所・支所にお問い合わせください。

(※4) ③の書類提出が困難である場合は、被保険者本人の介護保険被保険者証(または介護保険暫定被保険者証)により代理人の確認をできるものとします。

また、要介護(要支援)認定申請における代理申請は、認定調査の際に本人の申請意思を確認できるものであるため、今後、委任状がなくても、申請を受理するものとします。

(3) 申請書等に個人番号を記入できない場合等について

被保険者本人が認知症等により意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合は、個人番号の記載をせずに提出してください。

また、申請者が自身の個人番号がわからず申請書等への個人番号の記入が難しい場合等は、個人番号の記載がなくても、従来どおり申請書等の受付を行います。

(担当) 介護保険課認定保険料係

TEL 052-972-2593